

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
54	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 第1号被保険者又は第2号被保険者の被保険者証交付申請受理、確認、被保険者証及び負担割合証の交付 (2) 第1号被保険者の資格取得の届出受理、確認 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出の受理、確認 (4) 保険料賦課要件の確認及び保険料額の通知 (5) 第1号被保険者又は第2号被保険者の資格喪失の届出受理、確認 (6) 被保険者証及び負担割合証の再交付申請受理、確認、再交付（住所地特例者含む） (7) 被保険者証の検認又は更新 (8) 被保険者証交付済被保険者の氏名及び住所の変更の届出受理、確認（住所地特例者含む） (9) 第1号被保険者の世帯変更の届出受理（住所地特例者含む） (10) 保険料の特別徴収額の通知等 (11) 保険料の減免申請又は徴収猶予申請の受理、要件確認、通知 (12) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費+J7又は住宅改修費の支給の申請受理、確認、決定通知 (13) 居宅サービス計画、介護予防サービス計画、居宅介護支援、介護予防支援、基準該当居宅介護支援、基準該当介護予防支援の届出受理 (14) 居宅介護サービス計画費又は介護予防サービス計画費の代理受領の手続 (15) 居宅介護サービス費等又は介護予防サービス費等の額の特例の申請受理、要件確認、決定通知 (16) 介護給付、予防給付、市町村特別給付の支給に関する事務 (17) 調整交付金の算定 (18) 高額介護（介護予防）サービス費の支給の申請受理、要件確認、決定通知 (19) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給の申請受理、証明書の交付、支給額の通知 (20) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の医療保険者からの通知の受理 (21) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給申請受理、要件確認、決定通知、認定証の交付 (22) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の認定証の再交付申請書の受理、確認、認定証の再交付 (23) 特定入所者の負担限度額にかかる特例の申請書受理、確認 (24) 特例特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給の要件確認 (25) 他の法令（船員保険法、災害救助法）による給付との調整 (26) 保険料滞納者に係る支払い方法の変更又は支払い方法変更の記載の削除 (27) 保険給付の支払の一時差止及び当該差止に係る保険給付額からの滞納保険料額控除の通知 (28) 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 (29) 第2号被保険者の保険給付の一時差止の確認、通知及び当該差止の記載の削除依頼、確認 (30) 旧措置入所者に対する施設介護サービス費又は特定入所者介護サービス費の支給申請受理、要件の確認、決定通知 (31) 要介護認定申請又は要支援認定申請の受理、医療被保険者資格の確認、結果通知 (32) 要介護更新認定又は要支援更新認定の申請受理、医療被保険者資格の確認、結果通知 (33) 要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、医療被保険者資格の確認、結果通知 (34) 住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認
③システムの名称	介護保険システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表 100の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護保険課 総務・給付担当
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 介護保険課 0466-50-8270
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
	[]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
	[]	接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
	[○]	全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	「 」 ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	「 」 ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成していません。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	(記載削除)	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年2月12日時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和3年3月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年2月12日時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和3年6月9日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康部 介護保険課 総務・給付担当	福祉部 介護保険課 総務・給付担当	事後	
令和3年6月9日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 介護保険課 0466-50-3527	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 介護保険課 0466-50-8270	事後	
令和3年12月17日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ②法令上の根拠	番号法第9条第7号	番号法第9条第8号	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和6年12月11日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 68の項	番号法第9条第1項及び別表 100の項	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更に該当しない
令和6年12月11日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ②法令上の根拠	番号法第9条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56 -2、58、61、62、80、87、90、94、95、109、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	番号法第9条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) 131、132の項	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更に該当しない
令和7年2月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月12日時点	令和7年1月31日時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和7年2月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月12日時点	令和7年1月31日時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの